

レギュラトリーサイエンス学会

海外招聘に係る旅費等に関する規定

平成23年1月31日 理事会決議

本学会が主催する学術集会等において、海外から演者を招聘する際の旅費等については以下のとおりとする。

1. 旅費について

学会発券支給による往復航空券（PEX）及び往復諸税、並びに成田空港（または羽田空港）～開催会場最寄駅リムジンバス往復乗車賃を支給する。

なお、航空券はエコノミークラスを基本とするが、学長・学部長クラス、公務員指定職クラス等にあっては必要に応じビジネスクラスを支給する。

2. 宿泊費について

開催会場付近の学会指定ホテル宿泊料（宿泊数は必要最低限の数）を負担する。

3. 日当について

1日につき、5000円を支給する。

4. 謝金・その他について

①謝金については謝金規定による。なお、ビザ取得・その他の諸費用はサポートしない。

②招聘に係る必要な手続きについては、学会指定の旅行会社等に委託する。

以上